

平 20 全経外第 29 号

平成 20 年 11 月 4 日

企業会計基準委員会 御中

全 国 銀 行 協 会

「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」に対する意見について

今般、標記論点整理に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 総論について（【論点1】～【論点3】共通）

10月13日の国際会計基準審議会（IASB）による国際会計基準（IAS）第39号と国際財務報告基準（IFRS）第7号の改正等により、当論点において国際基準と米国基準とは（細部を除き）一致したものと理解している。さらに、本邦会計基準等の国際基準とのコンバージェンスの必要性や、世界中のほとんどの主要国等が国際基準採用（方針）国になりつつあること等も踏まえると、当論点においても、本邦会計基準等は国際基準や米国基準と（少なくとも細部を除き）一致させるべく速やかに必要な改正を行うべきと考える。

また、その際には、10月13日のIASBによる改正に伴って国際基準と米国基準とが一致した部分のみならず、従来から国際基準と米国基準とが一致していた部分についても同様に含めて本邦会計基準等の改正対象とすることが、コンバージェンスの必要性等から適切と考える。

なお、細部において国際基準と米国基準とに差異がある部分については、国際基準採用（方針）国が米国基準採用（方針）国よりも多いことや、米国自体が国際基準採用方針国になりつつあること等も踏まえて、特段の問題がない限り、国際基準に本邦会計基準等を一致させるべく速やかに必要な改正を行うべきと考える。

2. 【論点3】について

各種金融資産の組合せによるポートフォリオ運用を行っている金融機関では、リスクコントロールのため市場環境次第では大きくその資産の組合せを変

更する可能性があることから、満期まで保有する意思と能力がある債券であっても、万が一の場合のテイティング規定への抵触回避等のため、あえて「満期保有目的債券」に区分せず「その他有価証券」として保有していることがある。

しかし、今回の国際的な市場混乱においては、利払いの停滞もなく、資産的な裏づけを十分有するため償還蓋然性も極めて高い債券であっても、流動性が枯渇したなかでの換金売りにより異常に低い価格で取引される事例が多く発生している。この場合でも「その他有価証券」に区分しているものは、その市場価格を基本とした資産評価を行ったうえ（注1）、評価損を純資産の部に計上しなければならないため、最初からかなり高い確度で満期まで保有する予定であり途中の評価損益の変動を問題としないでよい資産についても相当な額の評価損が計上されることとなり、資産運用の全体的な安全性等に関する投資家等の判断を誤らせかねない状況が発生している（注2）。

したがって、「その他有価証券」のポートフォリオのうち満期まで保有する意思と能力を有する金融資産については、改めて「満期保有目的債券」であることを認定させる振替の機会を認め、振替後は保有目的の実態と貸借対照表上の評価損益等の計上の平仄が合うようにすることが投資家等に対するより適正な情報提供に資することになる場合があるものと考え（注3）。

（注1）時価評価については、市場が不活発である場合には「合理的な見積りによる合理的に算定された価格」による評価が認められているが、実務的にはその算定価格の適切性の客観的証明には困難を伴う資産もあると考えられ、この場合は市場価格を基本に評価せざるをえないこととなる。

（注2）その他有価証券に区分した債券と満期保有目的の債券の損益計算への影響は同じであるものの、貸借対照表への計上方法は異なることから、「会計上、改めて保有目的区分の変更を認める必要性は乏しい」とは言えない。実態を反映しない時価による評価差額が純資産へ多大な影響をあたえる危険性を勘案すれば、必要性は高いと言える。

（注3）振替までに計上した評価損益は国際基準にならば純資産の部に残る取扱いになると考えられるが、市場混乱の長期化による振替後の評価損益の拡大の影響は排除できる。

3.【論点4】について

今般の改正IASは10月13日に確定・公表されたものの、本年7月1日からの遡及適用が可能とされた。

したがって、本邦においても、上記【論点1】～【論点3】の改正等が確定・

公表される場合にも、遡及適用を可能にすべきと考える。

また、本邦における上記【論点1】～【論点3】の改正等は、国際基準とのコンバージェンスの必要性等にもとづく改正でもあるため、国際基準や米国基準同様、その適用期間を限定すべきではないと考える。

以 上